

令和6年2月2日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社山彦
業者の住所 : 静岡県浜松市中央区豊町2258
- 指名停止措置期間 : 令和6年2月2日から令和6年3月1日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)山彦の代表取締役は、令和3年11月18日に浜松簡易裁判所において、刑法第204条に規定する傷害罪により罰金刑の判決を受け、令和3年12月7日にその刑が確定した。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)山彦の代表取締役が傷害罪により罰金刑の判決を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第16号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138